

男女がともにあゆみ育てるまち - あいなんの創造 -

第2次愛南町男女共同参画推進計画

概要版



平成28年（2016年）3月

愛媛県 愛南町

計画の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、平成 23 年 3 月に「愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）－あいなんパートナープラン 2015－」（以下「第 1 次計画」と表記）を策定しました。この計画は、男女共同参画社会の実現を目指すための指針及び行動計画として位置付けられます。この計画に基づいて、本町では様々な施策を推進し、本町の総合計画（第 2 次愛南町総合計画 2014～2021）に掲げる『ともにあゆみ育て創造するまち』を目指してきました。

このたび、第 1 次計画の計画期間の満了に伴い、新たな計画「第 2 次愛南町男女共同参画推進計画」（以下「本計画」と表記）を策定します。

本計画は、第 1 次計画における取組の点検・評価や、社会情勢の変化などから生じている課題等を踏まえ、男女があらゆる場面において共に参画し、活躍することができる社会の実現を目指すことを目的としています。

家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、性別にとらわれることなく、全ての人が共に認め合い、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を形成していくために、今後も継続して課題の改善、解決に向けて取り組んでいく必要があります。本計画は、そのための総合的な取組指針を取りまとめたものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。平成 32 年度に、それまでの取組の総合的な点検・評価を行い、平成 33 年度からの次期計画につなげます。

3 計画の策定方法

計画の策定にあたり、本町在住の 20 歳以上の住民を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

また、第 1 次計画に基づき実行している様々な施策や取組の検証を踏まえ、策定しているとともに、各種団体・組織の関係者などから構成される「愛南町男女共同参画推進計画策定懇話会」に諮りました。

1 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策 ——— 施策の方向

男女がともにあゆみ育てるまち
あいなんの創造

【1】
男女がともに
認め合う
社会づくり

【1】男女平等の視点に立った人権の尊重

- 1. 人権の尊重と人権意識づくり
- 2. 男女共同参画の視点に立った広報等表現の促進

【2】男女共同参画への理解促進と意識の浸透

- 3. 社会制度・慣行の見直しの推進
- 4. 啓発・広報活動の推進

【3】学びの場における男女共同参画の推進

- 5. 学校等における男女平等の教育の推進
- 6. 多様な学習機会の提供

【2】
男女がともに
いきいきと
活躍できる
社会づくり
(女性活躍推進計画)

【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- 7. 家庭生活における男女共同参画の推進
- 8. 子育て・介護支援等の充実
- 9. 多様な働き方への条件整備

【5】働く場における男女共同参画の推進

- 10. 就労の場における男女共同参画の推進
- 11. 農林水産業における男女共同参画の確立

【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進

- 12. 政策・方針決定過程における女性参画の推進
- 13. 女性人材の育成と情報提供の充実

【7】地域活動における男女共同参画の推進

- 14. 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
- 15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進

【3】
男女がともに
安心して暮らせる
社会づくり

【8】あらゆる暴力を根絶するまちづくり

- 16. あらゆる暴力の根絶
- 17. 安心できる相談・支援体制の充実

【9】ともに支え合う福祉環境づくり

- 18. 高齢者や障害者への支援
- 19. 生活福祉の推進

【10】生涯にわたる男女の健康づくり

男女がともに認め合う社会づくり

施策1 男女平等の視点に立った人権の尊重

- 人権に関する基本的な知識や考え方を理解し、人権意識を身につけるための人権教育・啓発を推進します。
- 広報等において人権尊重に配慮するとともに、様々なメディアにおける人権問題等を、正しく読み解く力を身につけることができる、能力の育成を支援します。

■ 具体的な取組 ■

1. 人権の尊重と人権意識づくり
2. 男女共同参画の視点に立った広報等表現の促進

施策2 男女共同参画への理解促進と意識の浸透

- 性別による固定的な役割分担意識が残る社会制度や慣行を見直し、男女共同参画に関する認識が高まるよう、様々な機会を通じて意識啓発や各種情報の提供等を行います。
- 誰もが、男女共同参画に関心を持ち、理解を深めることができるよう、セミナーや講演会、研修会など、様々な機会を通じて広報・啓発活動及び情報提供を進めます。

■ 具体的な取組 ■

3. 社会制度・慣行の見直しの推進
4. 啓発・広報活動の推進

施策3 学びの場における男女共同参画の推進

- 学校教育全体を通して、性別に関わりなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を充実します。
- 生涯にわたって、人権尊重や男女共同参画について学べるように、学校から家庭、地域における男女共同参画に関する教育や学習の場の提供を推進します。

■ 具体的な取組 ■

5. 学校等における男女平等の教育の推進
6. 多様な学習機会の提供



基本目標

2

男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり

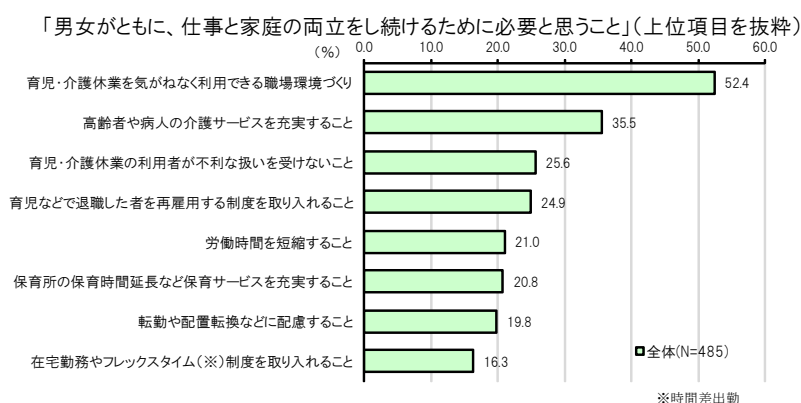
施策4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- 男女がともに仕事と家庭、地域生活の両立が可能となり、やりがいや充実感のある人生が送れるように、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に努めます。
- 育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備に向けて、事業所等に対する法制度に関する周知・啓発を推進します。
- 子ども・子育て支援体制及び介護支援体制の充実を図り、職業生活と家庭生活を両立できる環境の整備を目指します。

■具体的な取組■

7. 家庭生活における男女共同参画の推進
8. 子育て・介護支援等の充実
9. 多様な働き方への条件整備

【アンケート結果】



施策5 働く場における男女共同参画の推進

- 関係機関と連携し、雇用や就業における男女の均等な機会の確保や、女性の継続就労、再就職を支援します。
- 事業所や地域社会において、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは重大な人権侵害であるという意識の啓発に努めます。
- 農林水産業等において、女性が経営や意思決定に参画する機会が確保されるよう、啓発等に努めます。

■具体的な取組■

10. 就労の場における男女共同参画の推進
11. 農山漁村における男女共同参画の確立



計画の内容



施策6 政策や方針決定過程への女性の参画推進

- あらゆる場において、女性の政策・方針決定過程への参画の推進と機運の醸成を図ります。
- 様々な分野において、女性が能力を十分に発揮できる機会を拡大し、女性の能力開発に向けた学習の場の提供に努めます。
- 地域における女性リーダーの育成支援と、人材の発掘支援に努めます。

■具体的な取組■

12. 政策・方針決定過程における女性参画の推進
13. 女性人材の育成と情報提供の充実

【審議会等における女性委員】

	行政委員会委員数 ^{注1}			審議会等委員数 ^{注2}		
	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合
平成22年4月現在	48人	9人	18.8%	476人	122人	25.6%
平成27年4月現在	43人	8人	18.6%	481人	145人	30.1%

注1: 地方自治法第180条の5に基づくもの
注2: 地方自治法第202条の3に基づくもの

施策7 地域活動における男女共同参画の推進

- 男女がともに地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めます。
- 防災やまちづくりなど、幅広い地域活動分野への女性の参画促進に努め、女性の視点も取り入れた地域活動を促進します。

■具体的な取組■

14. 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進



基本目標

3

男女がともに安心して暮らせる社会づくり

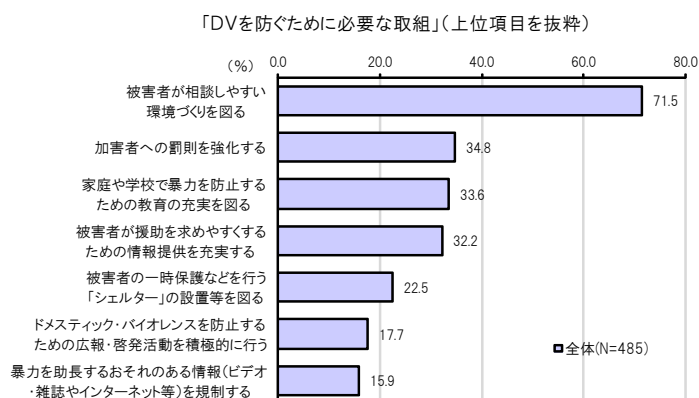
施策8 あらゆる暴力を根絶するまちづくり

- 家庭や学校等における暴力防止のための教育の充実をはじめ、DV防止のための広報・啓発活動を推進します。
- 関係機関との連携を強化し、DV被害者等に対する、相談支援などをはじめ、安心できる支援体制づくりの構築を目指します。

■具体的な取組■

16. あらゆる暴力の根絶
17. 安心できる相談・支援体制の充実

【アンケート結果】



施策9 ともに支え合う福祉環境づくり

- 高齢者や障害者、様々な困難に直面している人などが、地域で安心して暮らせるよう、地域や関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。

■具体的な取組■

18. 高齢者や障害者への支援
19. 生活福祉の推進

施策10 生涯にわたる男女の健康づくり

- 妊娠や出産、育児において、適切な健康の保持・増進ができるよう、総合的な健康づくり対策を推進します。
- ライフステージや性差に配慮した健康づくりの取組を推進します。

■具体的な取組■

20. 生涯にわたる健康づくり
21. 健康対策の充実

計画の推進体制

1 計画の推進体制

【庁内推進体制】

1. 庁内推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、庁内関係部署との十分な連携を図りつつ、男女共同参画の意識啓発をはじめ、様々な取組を推進します。

2. 町職員の男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画に関する研修などの機会を通じて、職員の意識の醸成に努めます。

3. 計画の進行管理

計画の進捗については、点検・見直しを行うとともに、町広報やホームページ等で公表し、住民からの意見や提案の計画への反映に努めます。

【住民・関係機関等との連携】

1. 住民参加の促進と地域の関係団体等との連携

住民一人ひとりが男女共同参画をより身近な問題として捉えることができるよう啓発に努め、広報や情報の提供等を通じて、より幅広い住民の参加を促進します。

2. 国・県等関係機関との連携

国・県や他自治体等との連携を図るとともに、本町からも情報発信を積極的に行います。



第2次愛南町男女共同参画推進計画 概要版

● 発行年月 / 平成28年3月

● 発行 / 愛南町役場 企画財政課

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

TEL : 0895-72-7317 FAX : 0895-72-1227